

保険証廃止以降の取り扱いに関するQ&A

従来の保険証について

Q1：従来の保険証の取り扱いはどうなりますか？

A1：従来の保険証については国の法令により令和6年12月2日に廃止となり、新規・再発行を終了します。これに伴い、当組合では下記のとおりに対応いたします。

- ① 令和6年12月1日まで現行のとおり保険証を交付いたします。
- ② 令和6年12月1日までに交付された保険証は経過措置により廃止日より最長1年間ご利用いただけます。有効期限は、変更や紛失等がない限り下記のとおりです。

保険証記載の有効期限	実際の有効期限
令和7年12月2日 ～令和8年7月31日	令和7年12月1日
令和7年12月1日以前	保険証記載の有効期限と同日

保険証の有効期限が切れるまでにマイナ保険証の有無に応じて「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を交付いたします。その際、届出は必要ありません。

- ③ 令和6年12月2日以降、下記に該当する方には従来の保険者証の代わりに「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
 - I. 新規加入
 - II. 氏名、住所、所属医師会の支部変更等の記号番号変更が生じる場合
 - III. 紛失等による再交付
 - IV. 家族が修学のために住民票を組合員とは別の住所へ移す場合
 - V. 自己負担割合の変更が生じた場合

Q2：保険証の記載事項に変更があった時は、いつまで保険証は発行されますか？

A2：保険証は令和6年12月1日まで発行いたします。令和6年12月2日以降は保険証の有効期間が残っていたとしても保険証は発行されませんので、医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証をご利用いただき、お持ちでない方は当組合が交付する「資格確認書」をご利用ください。

Q3：保険証が破損したため再発行して欲しい。

A3：令和6年12月2日以降、破損や紛失が理由であっても、保険証は発行されません。A2でお示したとおりマイナ保険証もしくは「資格確認書」をご利用ください。なお、汚破損等により保険証がお手元にある場合は、当組合へ返納してください。

保険証廃止以降の取り扱いに関するQ&A

Q4：マイナ保険証を持っているので保険証は必要ありません。返納してよいでしょうか？

A4：マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した時やマイナ保険証に対応していない場合に必要（※）となりますので、変更等がなければ有効期限が経過するまでは、お手元にて保管してください。

登録内容に変更がある場合は届出時に回収いたします。

※ マイナポータル資格情報画面をマイナンバーカードとともに提示する方法でも保険給付を受けられます。

マイナ保険証について

Q1：マイナンバーカードを持っていませんが、マイナンバーカードは医師国保で発行できますか？

A1：愛知県医師国民健康保険組合ではマイナンバーカードの発行はできません。
マイナンバーカードの発行に関してはマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）もしくはお住まいの市町村にてご確認ください。

Q2：健康保険証利用登録を行う方法は何がありますか？

A2：下記Ⅰ～Ⅲのいずれかの方法で利用登録が行えます。

- Ⅰ. 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）にて登録
- Ⅱ. パソコンもしくはスマートフォンにて「マイナポータル」より登録
- Ⅲ. セブン銀行 ATM にて登録

Q3：健康保険証利用登録を行ったか忘れてしまいました。どのように確認すればよいですか？

A3：「マイナポータル」にて保険証の利用登録状況の確認を行えます。

Q4：マイナンバーカードを保険証として使うメリットは何ですか？

A4：メリットは以下のとおりです。

- Ⅰ. 情報提供に同意することで過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、データに基づくより良い医療が受けられます。
- Ⅱ. 限度額情報の提供に同意すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。
- Ⅲ. マイナポータルから e-Tax に連携することで、確定申告時の医療費控除申請が簡単になります。

保険証廃止以降の取り扱いに関するQ&A

Q5：氏名・住所が変更となりました。マイナンバーカードの方は変更手続きを行いました。マイナ保険証の氏名・住所が以前のままとなっています。自動で変更されないのでしょうか？

A5：マイナンバーカードの氏名・住所を変更しても本組合の登録情報は自動で変更されません。氏名・住所を変更した場合は今までどおり当組合へ「変更届」のご提出をお願いいたします。登録情報の変更後「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

Q6：マイナンバーカードに有効期限はありますか？

A6：マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、マイナンバーカードの電子証明書の有効期間は発行日から5回目の誕生日までに設定されています。

有効期限の到来する2～3か月前を目途に更新手続きのご案内（有効期限通知書）が届くため、マイナンバーカードと案内書類を持参してお住まいの市区町村窓口で更新手続きを必ず行っていただきますようお願いいたします。

Q7：マイナ保険証を持っていますが、電子証明書の有効期限が切れて使えなくなりました。どうすればよいですか？

A7：更新期限を過ぎても、電子証明書の再発行が可能です。詳細はお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎてから3か月間は、医療機関でマイナ保険証による資格確認が可能です。3か月を超過しマイナ保険証が使用できなくなったことを当組合が確認次第、申請書不要で「資格確認書」をお送りいたします。

Q8：マイナンバーカードを紛失してしまいました。利用停止できますか？

A8：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にて、24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けておりますので、そちらへご連絡ください。

Q9：マイナ保険証の利用登録を解除したいのですが、どうすればよいですか？

A9：当組合へ「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出ください。利用登録解除を当組合に申出された方には、資格確認書を発行いたします。なお、当組合が利用登録解除申請を行った翌月末に利用登録の解除がされます。利用登録の解除が完了したか否かについてはマイナポータルにてご確認ください。

保険証廃止以降の取り扱いに関するQ&A

資格確認書について

Q1：「資格確認書」とは何ですか？

A1：「資格確認書」とは当組合の被保険者情報を記載したカードで、従来の保険証同様、氏名、生年月日、性別、資格取得日、交付日等が記載されています。令和6年12月2日以降、保険証の代わりにマイナ保険証をお持ちでない方（有効期間内の当組合保険証をお持ちの方は除く）に対して当組合より交付されますので、受診時はこのカードをご利用ください。

なお、70歳以上の高齢受給者の方には従来の保険証と同様に負担割合等を記載した高齢受給者証を兼ねたカードを交付いたします。

Q2：「資格確認書」が交付される人はどういう人ですか？

A2：以下、Ⅰ～Ⅴに該当する方は申請不要で「資格確認書」を交付いたします。

国からの情報に基づき、Ⅰ～Ⅴに該当するか当組合にて確認いたします。

- Ⅰ. マイナンバーカードを取得していない人
- Ⅱ. マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録をしていない
- Ⅲ. マイナ保険証の利用登録を解除した人
- Ⅳ. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた人
- Ⅴ. マイナンバーカードを返納した人

以下、Ⅵ～Ⅶに該当する方は申請により「資格確認書」を交付いたします。

- Ⅵ. マイナンバーカードを紛失・更新中の人
- Ⅶ. 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な人

Q3：「資格確認書」に記載されている内容に変更があった場合はどうすればよいですか？

A3：氏名・住所等を変更した場合は、従来と同様に当組合へ「変更届」のご提出をお願いいたします。新しい「資格確認書」を交付いたします。

Q4：マイナ保険証を保有していますが、「資格確認書」を交付してもらえますか？

A4：マイナンバーカードを紛失する等特別な事情がない限りマイナ保険証をお持ちの方には「資格確認書」は交付されません。

Q5：「資格確認書」を持っていますが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行いました。手元にある「資格確認書」はどうしたらよいですか？

A5：国からの情報に基づきマイナ保険証が使用可能であると当組合が確認した時

保険証廃止以降の取り扱いに関するQ&A

点で「資格情報のお知らせ」を交付いたしますので、届きましたらお手元にある「資格確認書」についてはご自身で破棄していただくか、当組合へ返納してください。

Q6：「資格確認書」の有効期間を教えてください。

A6：最長で5年です。

※保険者により異なる場合がございます。

資格情報のお知らせについて

Q1：「資格情報のお知らせ」とは何ですか？

A1：「資格情報のお知らせ」とは、当組合に登録されている資格情報を確認するための書類です。医療機関等の窓口にて、マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した時やマイナ保険証に対応していない場合は、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険給付が受けられます。

Q2：「資格情報のお知らせ」が発行される人はどういう人ですか？

A2：「資格情報のお知らせ」の交付対象者は、国からの情報に基づきマイナ保険証が使用可能であると当組合が確認した方です。「資格情報のお知らせ」には有効期限がありません。紛失等ございましたら再交付いたしますので、所定の用紙をご提出ください。

Q3：「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診できますか？

A3：「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。機器トラブル等によりマイナ保険証が読み取りできないような例外的な場合に、マイナンバーカードと一緒に本用紙を提示することで保険給付を受けることができます。通常はマイナ保険証にて受診してください。

Q4：「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合はどうすればよいですか？

A4：氏名・住所等を変更した場合は、従来と同様に当組合へ「変更届」のご提出をお願いいたします。新しい「資格情報のお知らせ」を交付いたします。届出をいただかないとマイナ保険証の情報も変更されません。

古い「資格情報のお知らせ」はご自身で破棄してください。

旧保険証（藤色・プラスチックカード）をお持ちの方は、変更時に回収いたします。